令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
1	集中豪雨後の検証と今後の対策について 昨年８月に発生した、集中豪雨による中津川増水により、地域住民は大変危険な思いをし、不安な夜を過ごした。市では、中津川周辺地域一体に避難指示を発令したがその対応は適切であったか、ハード面、ソフト面の両面からその後の検証と今後の対策について懇談したい。 ①２万人を超える、避難指示対象世帯の市民が収容できる避難場所は確保できたのか。なぜ一斉に避難場所を開設しなかったのか。地域町内会や自主防災組織への周知はどのような対応となったのか。地域住民は防災マップに掲載されている避難所に行っても開設されていない状況下にあり適切な対応であったとは考えられない。	本市の指定避難所は 191 施設ありますが、洪水時に開設可能な指定避難所は 110 施設となっており、洪水時の収容可能人数は全体で 33,445 人となっております。しかしながら、施設は市内全域に散在しており、避難対象地域の周辺で避難対象者全員を収容できる数の避難所を開設することは困難であります。 また、避難所開設には、市職員や施設職員の配置調整、物資の準備等が必要となるため、同時に多数の避難所を開設することも難しい状況です。 災害時には、市の施設に限らず安全な場所への避難を呼び掛けており、市の指定避難所・指定緊急避難場所は、避難先の一つとなるものです。また、避難指示の範囲内の方にあっても、御自宅や職場等で安全が確保できる場合は、自宅等での避難も選択の一つとなりますことから、避難対象範囲の全員が収容できる避難所を一度に開設するのではなく、避難の状況により、順次、安全な避難所を開設し、	総務部 危機管理防災課

令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		必要に応じて移送等の対応を行うこととしているものです。 　そのため、避難所は指定されている施設が必ず開設されるものではなく、状況に応じて開設する施設を決定し、皆様に周知いたしますので、市からの避難情報に御注意いただき避難を行っていただきますようお願いします。 　また、避難情報については、緊急速報メールやテレビ、ラジオなど、様々な手段で発信しておりますが、昨年８月の大雨災害時には、直接、町内会や自主防災組織には連絡はしていないところです。今後につきましては、町内会や自主防災組織への電話連絡や、広報車による呼び掛けなどを行ってまいります。 　なお、令和６年８月の大雨災害を受け、水害に関して優先的に開設する避難所の選定を終えたところであり、速やかに公表を行ってまいります。洪水時や洪水災害が想定される場合は、優先的に開設する避難所の開設状況を御確認の上、避難いただきますようお願いします。 （参考）　8/27 避難指示発令時の開設避難所 　下小路中学校(423 人)、山岸地区活動センター(172 人)、加賀野地区活動センター(210 人)、加賀野児童・老人福祉センター(109 人)、米内中学校(351 人)、河南中学校(408 人)、中野地区活動センター(193 人)、玉山地区公民館(57 人)　合計 1,923 人 　※ 避難実績　自主避難を含む最大避難者数 128 人	

令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
	②山賀橋から文化橋までの住宅地まで水が押し寄せてきたが、この区間は護岸がなく、大雨のたびに住宅地が危険にさらされる。護岸を設置するのは国の事業と思われるが市民の生命財産を守る立場から市としての護岸設置の必要性について伺いたい。	中津川の河川管理者である国土交通省からは、「山賀橋から文化橋までの区間については、水衝部（河川の湾曲部等の増水時に水の流れが堤防や護岸に強く当たる場所）で高水敷（常に水が流れる低水路より一段高い場所）の幅が狭くなっている箇所は、既に護岸を設置しているところであります。当該区間のうち現状で必要な高水敷幅が確保されている区間（高水敷幅が広い区間）は、現時点で護岸整備の計画はありませんが、引き続き、平常時から河川の巡視を行い、危険な場所の状況を監視し、適正な河川管理に努めてまいります。」と伺っております。 市におきましては、引き続き、国土交通省に対して、適正な河川管理が行われるよう働きかけを行ってまいります。	建設部 河川課
	③車いす生活の地域住民から加賀野地区活動センター、加賀野児童・老人福祉センターへ「避難場所として受け入れが可能か」との問い合わせがあったが施設運営はどのようになっているのか。	避難所の運営に当たっては、市避難所対応職員が中心となり、施設管理者の協力のもと行うこととしております。車いすを利用されている方をはじめ、配慮が必要な方につきましては、避難所運営マニュアル（短期運営編）及び施設において作成している災害対応マニュアルに沿って、施設における対応が可能な際には、スペースを優先的に配慮することとしております。 また、一般の方と一緒に避難生活を送ることが難しく、本人から申出がある場合は可能な限り個室を準備する、あるいは適切な施設への移送を検討することとしておりま	保健福祉部 長寿社会課

令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
		す。 　なお、加賀野地区活動センター、加賀野児童・老人福祉センターは、令和５年度の改修により、バリアフリー化を行っており、避難に当たっては、車いすに座った状態で、移動が可能となっております。	
	④ひとたび大きな災害が発生すると、災害対策本部に避難所開設などの要請も困難を極める。災害ホットラインなどの開設は可能か。	災害対策本部については、災害の都度、会議室に臨時的に設置しており、直接つながる電話番号（災害ホットライン）の開設は難しい状況ですが、電話窓口の人員を増やして対応することとしておりますので、市の代表電話番号である 019-651-4111 に御連絡いただきますようお願いいたします。	総務部 危機管理防災課
	⑤地域窓口サポーターの役割に、被災箇所を発見した場合は、災害警戒本部への連絡という項目があるが、災害発生時にも積極的な対応ができないか。	市職員は、災害発生時においては、災害対策本部が決定する配備体制のもと、所属する部課等の所管事務ごとに災害応急活動に従事し、または備えることとなっておりますことから、地域窓口サポーターも、まずは、本務における活動が最優先となることを御理解いただくようお願いいたします。 　地域窓口サポーターには、これまでと同様、気象警報が発表された場合や災害が発生する恐れがある場合に設置される災害警戒本部に対し、担当地区内で認知した被災箇所の情報を速やかに伝達することについて、徹底を図ってまいります。	市民部 市民協働推進課

令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
2	大日町内会における法定外公共物（赤線・青線）について ①法定外公共物（赤線・青線）について、どのようにお考えでしょうか。	財務省から所有権が譲与された盛岡市内の法定外公共物は、盛岡市が財産管理しているものであり、境界確認の立会いや占用等の許可などを行っております。 赤線は地域の皆様が日々の暮らしの中で利用されている道路、青線は農業用の水を導く用途や雨水を排水する用途など生活に欠かせない水路であり、地域住民の生活を支えるものと認識しております。	建設部 道路管理課 河川課 用地課
	②法定外公共物（赤線・青線）の箇所数はいくらですか。	法定外公共物は、地番が附されているもののほか、地番が附されず広範囲にわたって連続するもの、公図上では一連であっても道路等で分断されているものや全部又は一部が道路として利用されているものがあり、実数の確認が困難でありますことから、箇所数を把握していないところであります。	
	③法定外公共物（赤線・青線）の維持管理は誰が行うのですか。	法定外公共物は、地域生活に密着した道路や水路等でありますことから、草刈りや清掃等の維持管理は、日常的に御利用されている地域住民の御協力をお願いいたします。	
	④法定外公共物（赤線・青線）の現地調査を行っていますか。	法定外公共物の現地調査は、地域住民からの通報や要望等の情報提供により、随時、実施しております。	

令和７年度　加賀野地区まちづくり懇談会　懇談事項

令和７年７月 22 日(火)

No	懇談事項	説　　明	担当部課名
	⑤機能の有無等の把握状況はどのようになっていますか。	法定外公共物の機能の有無等は、買受けや維持管理等に関する相談等がある場合に、随時、現地調査により把握しております。	